

4. 安全性に対する取組の積極性について「グループ3 - (4) ドライバー時間外労働 960 時間以下の先取り」について、「厚労省が定める様式第9号の2」については、特別条項が記載されている2枚目の書類も添付が必要です。(下記はQ & Aにも掲載しています。Q & Aもご確認ください。)

グループ3 - (4)

ドライバー時間外労働時間960時間以下の先取り

Q3. 「様式第9号の2」を提出しているが、特別条項が記載されている2枚目の添付も必要か。

A3. 2枚目も必ず添付してください。
「厚労省が定める様式第9号の2」は、2枚目に特別条項(限度を超える時間外労働についての届出書)を添付し、2枚一組を届け出るものです。1枚目の提出だけでは、書類不足で評価できません。(960時間以下であること)

(「厚労省が定める様式第9号の2」の見本)

時間外労働に関する協定期間 休日労働		労働保険番号 (健康保険(被保険者) 国民健康保険(被保険者) 国民年金(被保険者) 厚生年金(被保険者) 特定年金(被保険者))		協定の有効期間	
様式第9号の2 (第16条第1項関係)		事業者の所在地(電話番号)		協定の有効期間	
事業の種類		事業者の名称		(電話番号: - - -)	
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (被19歳以上の者)	1日 (任意)	1年(①については360時間まで、②については320時間まで) 超過日(被19歳以上の者)
	① 1年単位の定期労働時間により労働する労働者			法定労働時間を超過する労働数 (任意)	法定労働時間を超過する労働数 (任意)
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (被19歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日における延長労働時間

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合計した時間数は、1ヶ月について100時間未満でなければならず、かつ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこと。(チェックボックスに要チェック)

ア) 自動車運転者またはこれに類する業務書類の記載があること

イ) 協定した「1年の法定労働時間を超過する時間数」の記載があること。2枚目(特別条項)の書類も必ず提出してください。

(2枚目:特別条項)

時間外労働に関する協定期間 休日労働		労働保険番号 (健康保険(被保険者) 国民健康保険(被保険者) 国民年金(被保険者) 厚生年金(被保険者) 特定年金(被保険者))		協定の有効期間	
様式第9号の2 (第16条第1項関係)		事業者の所在地(電話番号)		協定の有効期間	
事業の種類		事業者の名称		(電話番号: - - -)	
時間外労働	高率に超過時間を認めて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (被19歳以上の者)	1日 (任意)	1年(①については360時間まで、②については320時間まで) 超過日(被19歳以上の者)
	① 1年単位の定期労働時間により労働する労働者			法定労働時間を超過する労働数 (任意)	法定労働時間を超過する労働数 (任意)
休日労働	高率に超過時間を認めて労働させる場合における手段	業務の種類	労働者数 (被19歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日における延長労働時間

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合計した時間数は、1ヶ月について100時間未満でなければならず、かつ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこと。(チェックボックスに要チェック)

ア) 自動車運転者またはこれに類する業務書類の記載があること

エ) 960時間以下であること

ウ) 労働基準監督署の受付印が押印されていること(その他、届出に必要な事項が記載されていること)